

## （長野市） ケアプランの「軽微な変更」に関する考え方

令和3年3月31日付老介発 0331 第1号・老高発 0331 第2号・老認発 0331 第3号・老老発 0331 第2号により、「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について（平成22年7月30日老介発 0730 第1号・老高発 0730 第1号・老振発 0730 第1号・老老発 0730 第1号）の一部改正に伴い、以下のとおり、改訂します。

## （1）ケアプランの作成の場合

※総合事業は、指定事業所によるサービスに限る。

項目	国の考え方	長野市の考え方		
		居宅サービス	介護予防サービス	
			総合事業	
①サービス提供の曜日変更	<p>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p> <p>※1 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	左記と同様	<p>※2 ただし、「軽微な変更」に該当しないと判断した場合は、※1にある基準「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号、以下「基準」という。）の第13条第3号から第11号までの一連の業務を行う必要がある。</p> <p>指定介護予防支援の場合は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号、以下「基準」という。）の第30条第3号から第11号までの一連の業務を行う必要がある。</p>	
②サービス提供の回数変更	<p>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p> <p>（① ※1 注意書きあり）</p>	<p>臨時的、一時的な利用回数の増減の場合は、状況等理由を支援経過に記載する。</p> <p>例) 訪問介護を週1回利用、買い物は別居の家族が支援していたが、家族が体調を崩し支援ができないため、訪問介護を週2回の利用とする。</p> <p>恒常的にサービス回数を変更する場合は「軽微な変更」に該当しない。</p> <p>（① ※2の業務が必要）</p>		
③利用者の住所変更	<p>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p> <p>（① ※1 注意書きあり）</p>	<p>住所変更に伴い、住環境や家族構成などが変化し、生活状況に変化がある場合は、「軽微な変更」に該当しない。</p> <p>（① ※2の業務が必要）</p>		

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス
			総合事業
④事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があります。 (① ※1 注意書きあり)	居宅介護(予防)支援事業所の運営法人や指定事業所番号に変更がある場合は、新たにサービス計画の届出が必要となり新規事業者と捉えるため、「軽微な変更」に該当しない。 (① ※2の業務が必要)	
⑤目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する場合があります。 (① ※1 注意書きあり)	基本的には、短期目標が終了したところで評価を行い、ケアプランの再作成を行う。 なお、評価に当たっては、サービス担当者会議の開催、又はやむを得ない理由がある場合(コロナウイルス感染症拡大防止のため開催しない場合等)は、照会や電話等により意見を求める必要がある。  【短期目標の延長を行う場合の評価方法】 (2) サービス担当者会議の③の対応に準ずる。 (1) モニタリングを踏まえ、サービス事業者間(担当者間)の合意が前提。 モニタリング結果にその旨を記録する。 (2) 下記(2)③の課題分析標準項目を総合的に勘案し、判断する。 目標期間延長の根拠として、モニタリング結果と併せて保管する。	目標設定期間は、支援計画の期間と同一であるため、単なる目標設定期間の延長は想定されない。支援計画の期間が終了したところで目標達成状況の評価を行い、ケアプランの再作成を行う。
⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があります。 (① ※1 注意書きあり)	同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更であっても、用途、ニーズに変更がある場合は、「軽微な変更」に該当しない。 (① ※2の業務が必要)	
⑦目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があります。 (① ※1 注意書きあり)	(1) ケアプランに位置付けたサービス事業者等を変更する場合は、変更に至った経過と選定理由を支援経過記録に記載する。また、変更後のサービス事業者等のサービス担当者との連携が円滑に行われるように努めること。 (2) サービス事業所の都合により、運営法人の変更又は名称変更し指定事業所番号の変更がある場合は、目標やサービス内容及びサービス担当者等の体制に変更がなく、サービス提供に影響がない場合は、「軽微な変更」に該当する。ケアプランに位置付けたサービス事業所名を手書き修正で可能とし、必ずしも新たにケアプランの再交付を行わなければならないものではない。  【老企第36号 第3の6】 指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよ	

		<p>う求めることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。</li> </ul>
⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	<p>第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられる。</p> <p>(① ※1 注意書きあり)</p>	<p>基本的にサービス内容の変更は、ニーズの変更によるものと判断できるため、「軽微な変更」に該当しない。</p> <p>(① ※2の業務が必要)</p> <p><u>ただし、わずかなサービスの変更であって、ニーズや目標に変更がなく、本来の主となるサービス内容や提供時間に影響がない場合は、その限りではない。</u></p>
⑨担当介護支援専門員の変更	<p>契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p> <p>(① ※1 注意書きあり)</p>	<p>左記と同様。</p> <p>ただし、変更前の担当介護支援専門員が作成したケアプランを継続する場合は、ケアプラン作成者名の後ろに、変更後の担当介護支援専門員の氏名、変更年月日の記載が望ましい。</p> <p>サービス担当者へ交付したケアプランについては、各サービス担当者が記載することで足りるものとし、必ずしも新たにケアプランの再交付を行わなければならないものではない。</p>

(2) サービス担当者会議の場合

※総合事業は、指定事業所によるサービスに限る。

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス 総合事業
①サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性	<p>単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。</p> <p>しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>	<p>上記(1)②によりケアプランの再作成が行われなければならないものであれば、必ずしも実施しなければならないものではない。</p>	
②ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性	<p>ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。</p> <p>ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関するすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>	<p>上記(1)①から⑨によりケアプランの再作成が行われなければならないものとした項目については、必ずしも実施しなければならないものではない。</p>	

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス
			総合事業
③「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い	<p>「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。</p> <p>その上で具体的には、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）の「課題分析標準項目（別添）」等のうち、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康状態（既往歴、主傷病、病状、痛み等）」</li> <li>・「ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）」</li> <li>・「IADL（調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等）」</li> <li>・「日常の意思決定を行うための認知能力の程度」</li> <li>・「意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーション」</li> <li>・「社会との関わり（社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等）」</li> <li>・「排泄、排便（失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度など）」</li> <li>・「褥瘡・皮膚の問題（褥瘡の程度、皮膚の清潔状況等）」</li> <li>・「口腔衛生（歯・口腔内の状態や口腔衛生）」</li> <li>・「食事摂取（栄養、食事回数、水分量等）」</li> <li>・「行動・心理症状（BPSD）（妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等）」</li> </ul> <p>等を総合的に勘案し、判断すべきものである。</p>	<p>左記と同様。</p> <p>この取扱いは、(1)⑦及びモニタリングに適用する。</p> <p>モニタリングについて、「利用者の状態に大きな変化が見られない」と判断するプロセスとして、左記の対応を必須条件とし、モニタリング結果と併せて保管する。</p>	

ケアプランの軽微な変更に関しては、「変更の理由」、「変更年月日」、「変更の具体的な内容」等を、支援経過記録に必ず記載する。